

令和8年3月19日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：丸友開発 株式会社
業者の住所：静岡県浜松市中央区若林町285
- 指名停止措置期間：令和8年3月19日から令和8年4月18日まで（1ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：
丸友開発（株）は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より監督処分（指示）を受けた。
- 指名停止措置理由：
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138